

【大上委員】

2 点の質問・意見を提出いたします。

【質問・意見等】の項目には市長への質問・意見を、【備考】に自分の考えなどを記述しました。以下の通りです。

-----

(1 点め)

P.40

第 8 章 (3)平和・文化・市民生活

基本施策 2 災害への備えの拡充

(3)関係機関との連携による応急対応力の強化

【質問・意見等】

小中学生の下校後に大震災が起きた場合「子どもの保護は誰がするのか？」という問題です。

基本的に小中学校で保護するのは在校時のみ。

→①すでに下校している児童生徒が不安で学校に来てしまったら受け入れる？

→②保護者の迎えがあるまで保護するのか？誰が保護にあたるのか？

あそべえ・学童クラブとも、その時点で参加・出席している児童は一時保護、保護者の迎えがあるまでは最後まで保護する。

→③発災時にあそべえ・学童クラブに参加していなかったが不安で来所してしまった児童がいたら受け入れる？

→④そもそも発災時に参加していない児童を保護する役目は地域子ども館なのか、小学校なのか？

桜堤児童館は来館している児童・生徒は一時保護、保護者の迎えがあるまでは最後まで保護する。

→⑤中学生は保護者の迎えが必要か？

→⑥不安で児童館に来てしまった児童生徒がいたら受け入れる？

小中学生の利用も多いコミセンですが、発災後、すべての利用者を退館させ、閉館し、窓口当番含む運営委員も帰宅します。その時の状況によっては、コミセンや運営委員個人の電話を貸して保護者と連絡させたり、帰宅方向が同じなら見守りとして同行するという可能性もあるかもしれませんが、学校施設や児童館(児童福祉施設)と違い「職業的な義務」ではなく、個人の状況や裁量によって対応は様々で、子どもの保護・見守りを確約できるものではありません。

→⑦コミセン退館後の小中学生が帰宅できない・一人だから帰宅したくない等の場合、ど

こへ保護を求めたらいいのでしょうか？

以上、思いっただけでも①～⑦の綻びがあるように思いますが、現在の防災についての書き込みを厚くする考えはあるかどうか、意見をお聞かせください。

【備考】

東日本大震災当時は、都心で勤務する保護者も「何がなんでも帰宅する」が許されたため、児童生徒が一時的に保護されたとしても、何とかその日中に迎えに行くことができました。しかし現在、東京都の帰宅困難者対策条例では、従業者の一斉帰宅の抑制が事業者の努力義務となっており、最長で三日間帰宅するのが困難な保護者がでることが予想されます。東京都が平成 29 年 11 月に発行した「災害時の児童生徒の安全確認ハンドブック」でも、下校時の対応については「学校と自宅の距離によってどこへ避難するか決めておく」ことが書かれているだけで、誰が・どこで・いつまで保護するのかという点については何も記載がありません。そもそも「自宅まで 1/4 の距離まで来たから、学校ではなく自宅まで帰りましょう」と決めたところで、自宅に保護者が不在の場合、一人で家に帰るのでしょうか？これまでの作業部会において、教育部の回答は「学校へ来てしまったら受け入れる」でしたが、時間帯によっては教職員の数が少なかったり、そもそも放課後の児童生徒の保護まで教職員が責任を負うべきなのか？という疑問もあります。

また、地域子ども館(あそべえ・学童クラブ)・児童館・図書館・コミセンなどの児童生徒が放課後を過ごす場所も、運営主体がバラバラで統一した方針がないように思います。

もっと児童生徒の気持ちによりそった「子ども防災計画」があってもいいのではないのでしょうか。

-----

(2 点め)

P.35

第 8 章 (2)子ども・教育

基本施策 2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

(5)子ども・子育て支援施設のあり方検討

【質問・意見等】

武蔵野市の子どもが降園・放課後に遊ぶ施設は、ほぼ年齢や校区で分断されています。

0123 はらっぱ・0123 吉祥寺

→0～3 歳児の施設のため、幼稚園入園の 4 歳になったら利用できません。0～3 歳の弟妹がいたら 4 歳以上でも利用することはできますが、一緒に遊びたい友達に 0～3 歳の弟妹がいなかったら、その友達が入館することができず一緒に遊べません。

各幼稚園・保育園・こども園

→園庭開放は時間が曜日が決まっていたり、雨天は中止になったりします。また、他園の友達と一緒に遊ぶことができません。

#### 学童クラブ

→学童クラブに入所していない児童と一緒に育成室で遊ぶことはできません。校庭部分では一緒に遊べますが、おやつ時間などがあるため、かなり限られた時間になります。未就学児や中学生、他校の友達と遊ぶことができません。また、小学校内に設置されているため、登校すること自体がしんどい児童にとっては、安心できる居場所ではありません。

#### あそべえ

→未就学児や中学生、他校の友達と遊ぶことができません。また、小学校内に設置されているため、登校すること自体がしんどい児童にとっては、安心できる居場所ではありません。

#### 図書館

→小学生から子どもだけの利用ができますが、低学年では不審者などの心配があります。また、子どもたちがワイワイ騒げる場所でもありません。保育士・幼稚園教諭・教員等の免許保有者など、児童福祉に関わる職員を置く義務もありません。おまけに吉祥寺図書館と武蔵野プレイスは、幼稚園の降園が早く小中学生の授業時間が短い水曜日が休館日となっています！

#### コミセン

→児童室など子ども向けの部屋があるコミセンもありますが、ほとんどのコミセンにはありません。小中学生だけの利用だと、使える部屋やできる事に制限があったり、時間が限定されていたりします。また、残念ながら子どもの利用を快く思わない大人(運営委員も含む)もあり、決して居心地のいい場所とは言えません。保育士・幼稚園教諭・教員等の免許保有者など、児童福祉に関わる職員を置く義務もありません。

#### 境冒険遊び場公園プレーパークむさしの

→“通称：ののプレ”は年齢や校区の分断もなく、適度な見守りの目もあり、子どもの自由を尊重する、とても良い施設だと思います。しかし、外遊びが苦手な子や、持病などで外遊び自体ができない子どもが利用するのは難しいです。また保育士・幼稚園教諭・教員等の免許保有者など、児童福祉に関わる職員を置く義務もありません。

以上が、前市長の頃より「子どもの居場所」として列挙されていた施設の「足りないところ」です。

これらの点をふまえ、現在の子育て支援施設に対する書き込みはこのままでいいのか、お考えを伺えればと思います。

【備考】

列挙した施設について全否定はしませんが、やはり子どもたちが年齢・校区などの条件で分断されずにずっと通うことのできる施設は「児童館」しかないと思います。小中学生含む青少年の居場所として、子ども家庭部は「児童館は新設しないが、児童福祉施設に限定せずに“子どもテンミリオン”のような施設を設置する可能性」を示していますが、それでは子どもによりそえる一定の質を確保するのは難しいのではないかと思います。ぜひ、0～18歳まで利用できる児童厚生施設の新設を検討していただきたいです。公共施設等総合管理計画もあり、公共施設の新設に慎重になっている今こそ、“子どもと子育てを応援するまち”武蔵野市として打ち出せることがあるのではないかと考えます。

文科省・厚労省の「新・放課後子ども総合プラン」により児童館を廃止し、学校内に「地域子ども館」のような放課後児童クラブと放課後子供教室を設置する近隣自治体が増えていきます。そういった自治体との「子ども施策の差別化」にもつながるのではないのでしょうか。